

児童扶養手当の所得限度額と第3子加算額について

令和6年11月1日から児童扶養手当法等の一部が改正され、所得限度額と第3子以降の加算額が引き上げられます。令和6年11月分の手当から所得限度額および加算額の引き上げが適用されますが、同年11月分および12月分の手当については、2か月分の支給月である令和7年1月に支払われます。

1. 所得限度額の引き上げ

全部支給および一部支給の判定基準となる所得限度額が表のとおり引き上げられます。



扶養する児童等の数	全部支給となる所得限度額 (受給資格者本人の前年所得)		一部支給となる所得限度額 (受給資格者本人の前年所得)	
	所得ベース		所得ベース	
	これまで	R6.11月分から	これまで	R6.11月分から
0	490,000	690,000	1,920,000	2,080,000
1人	870,000	1,070,000	2,300,000	2,460,000
2人	1,250,000	1,450,000	2,680,000	2,840,000
3人	1,630,000	1,830,000	3,060,000	3,220,000
4人	2,010,000	2,210,000	3,440,000	3,600,000
5人	2,390,000	2,590,000	3,820,000	3,980,000

2. 第3子以降の加算額の引き上げ

第3子以降の加算額が引き上げられ、第2子の加算額と同額になります。(所得に応じて決定されます)

	これまで		R6.11月分から
全部支給	6,450円	全部	10,750円
一部支給	6,440円～3,230円	一部	10,740円～5,380円



問 こども家庭課 ひとり親支援係 ☎973-4983



保育士合同就職説明会



市内の認可保育施設で就労を希望する方へ向けた「うるま市保育士合同就職説明会」を開催いたします。保育士を目指している方、保育施設から詳しいお話を聞いてみたい方のご参加をお待ちしております。

- 日 時 11月16日(土) 午後2時～4時(受付:午後1時30分～)
- 参加料 無料 ※申込不要
- 対象 うるま市内の認可保育施設で就労を希望している方
- 会場 本庁舎東棟3階 大講堂



参加施設はこちら

問 保育こども園課 保育管理係 ☎973-5427